

那 霸 市 教 育 委 員 会 会 議 録

令和6年度（2024年度）第20回（定例会）

署名人 仲本千佳子  
教育長 宮里寿子

開催日時 令和7年（2025年）2月5日（水）

開会 午後2時00分

閉会 午後2時55分

開催場所 那覇市役所11階 1101会議室

出席者

[教育長・教育委員]

宮里寿子教育長、安里恒男委員、仲本千佳子委員、二木志保委員、山城達彦委員

[事務局職員]

【生涯学習部】稲福喜久二部長、安次嶺博志副部長

（総務課）平良美夏課長、幸地英子副参事、比嘉亮晴主幹、

【学校教育部】比嘉真一郎部長、平良進副部長

（学校教育課）濱川太課長、上原彩子副参事、我如古忍指導主事

（学校給食課）島袋久美子課長、座波園美主幹、福島麻希主査、儀間美幸主任栄養士

議事日程

- 1 議案第41号 那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について 【学校給食課】
- 2 議案第42号 那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について 【総務課】
- 3 報 告 1 那覇市いじめ防止基本方針の一部改正について 【学校教育課】

（会議録作成 総務課）

宮里教育長 ハイタイ、こんにちは。では、これより令和6年度第20回教育委員会会議(定例会)を開催いたします。本日は、議案2件、報告1件となっております。議事録署名は仲本委員、よろしくお願いいたします。

では、早速ですが、議案第41号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」の説明をお願いします。比嘉学校教育部長、よろしくお願いいたします。

比嘉部長 はい、よろしくお願いいたします。議案第41号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」、提案理由につきましては、那覇市立小学校及び中学校において実施される学校給食にかかる学校給食費の額について、改正をする必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定に基づき、この案を提出するものでございます。詳細につきましては、学校給食課からご説明をさせていただきます。

宮里教育長 島袋学校給食課長、よろしくお願いいたします。

島袋課長 ご説明申し上げます、よろしくお願いいたします。資料の1ページと2ページをご覧くださいませでしょうか。那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を次のように改正することをご提案いたします。第2条給食費の額について、まず、記載方法についてご説明いたします。給食費の額については2種類で、条文中に列記する方が分かりやすいと判断したため、別表を廃止して条文中に規定しております。給食費月額の見直しについて、ご説明いたします。令和5年11月に那覇市学校給食運営審議会から、那覇市学校給食費の適正額に関する報告として、給食費適正額については、小学校が5,100円、中学校が5,900円とご提言をいただきました。それを受けまして、令和6年度の学校給食費につきましては、保護者様からの給食費、小学校月額4,500円、中学校月額5,000円に本市による物価高騰対応費、小学校1人、月額600円、中学校1人、月額900円を上乗せいたしまして、小学校は5,100円、中学校は5,900円として、給食を提供してまいりました。しかしながら、それ以降も食材の高騰が続いており、児童生徒に栄養バランスのとれた給食を提供するのが、困難となっております。よって、審議会からご提言をいただきました令和5年の食料の消費者物価指数を基準100とし、令和6年1月から11月の月ごとの上昇率を求め、その平均値104.7%を令和6年度の市による物価高騰費を含む学校給食費、小学校5,100円、中学校5,900円に乗じました。加えて、令和6年12月に沖縄県学校給食会等から、令和7年4月分以降の価格改定の通知を受けまして、令和7年度の米飯価格等の上昇を試算し、その額を加算いたしました。学校給食費改定案といたしましては、小学校月額5,700円、中学校月額6,500円を提案いたします。なお、この額につきましては、2月3日開催の那覇市学校給食運営審議会において、承認をいただいております。次に改正前

については、職員から徴収する給食費の額は、中学校の欄に定める5,000円としておりました。改正理由を申し上げます。職員の給食費については、小学校の教職員と中学校の教職員は、提供される給食のサイズが異なっております。小学校においては、提供されるパンやコロッケなどのサイズが、小学校の児童と同じでしたが、小学校と中学校の教職員の給食費は同じ額としておりました。今回の改正では、小学校の教職員は、小学校の児童と同じ額、中学校の教職員は、中学校の生徒と同じ額と改定することの提案をいたします。また、改定後は職員と記載していたものを当該児童または、当該生徒と同様の学校給食の提供を受ける者と改めております。那覇市では、学校に勤務する者、学校内に設置された小規模給食センターに勤務する者、学校外に設置された給食センターに勤務する者など、給食の提供を受ける者の勤務形態が多様であるため、個別に列挙するよりも、この様な規定が分かりやすいと考え、条文を改めております。議案とは、異なりますが、学校給食費に関する事業、那覇市の学校給食費支援事業について、ご説明いたします。当該事業の目的は、物価高騰が高止まりしている現状を踏まえ、子育て世帯の経済的負担軽減を図ることを目的としております。内容については、中学校の学校給食費については、沖縄県の半額補助に加え、那覇市が半額を公費で支援することにより、完全無償といたします。小学校の学校給食費については、沖縄県の補助はありませんが、那覇市が保護者負担分の半額を単独で支援するものでございます。説明は、以上です。ご審議のほど、お願い申し上げます。

宮里教育長 はい、ありがとうございます。この件について、ご質問ご意見がありましたら、よろしく申し上げます。仲本委員、お願いします。

仲本委員 ちょっと、基本的な事。訓令改正、制定っていうのか、訓令制定この訓令があまり聞き慣れないっていうか、こういう規程っていうのは、訓令によって制定されるものなんですか。

島袋課長 はい、その通りでございます。

仲本委員 条例ではなくということですか。

島袋課長 この条例ではなくて、その規程の一部改正というものなので、この訓令を制定することになります。もし、条例の一部改正でしたら、この条例の一部を改正する条例という形になります。今回は、規程の一部を改正するものなので、訓令という形の制定になります。

仲本委員 行政用語が分からない難しすぎて。内容については、今ので大丈夫で、十分に理解しました。

宮里教育長 今の、訓令ということに関しては、条例が、上位みたいな感じですか。

稲福部長 法令、条例とかがあって、条例は、県とか自治体で決めて、その自治体の中で、独自に定める市民に対して効力を有するもの、内部的に拘束を有するものを規程とか、訓令とかそういうもの。条例の下に規程とか訓令があります。これは、内部の学校給

食費のものですから、それを訓令で行います。法令、条例、規則と段階的にあります。

宮里教育長 はい、ありがとうございます。安里委員、お願いします。

安里委員 丁寧な、ご説明をありがとうございます。確認ですけれども、中学校は、県が給食費を半額補助する、無償補助するという無償化計画を活用すると、残りの半額を那覇市が負担をして、完全無償化を行っていくということで、それから小学校は、那覇市が独自で財源を確保して、半額を助成するという、併せて、就学援助の対象者は、従来通り、那覇市が全額を負担するという、よろしいでしょうか。

宮里教育長 島袋学校給食課長、お願いします。

島袋課長 そのとおりでございます。那覇市におきましては、中学生に対しても、中学生の保護者様に対しても、小学生の保護者様に対しても、半額の支援をいたします。また、安里委員のおっしゃっているとおり、就学援助の準要保護認定の保護者様については、これまでどおり、那覇市が全額を負担します。

安里委員 併せて、当初は小学校が5,100円、中学校5,900円だったけれども、物価指数等を踏まえて、小学校は600円アップして、5,700円、中学校は600円アップして6,500円というふうになったということで、理解してよろしいでしょうか。

宮里教育長 島袋学校給食課長、どうぞ。

島袋課長 はい、今、安里委員がおっしゃっているとおり、小学校につきましては、この5,100円に、消費者、食料の消費者物価指数等も乗じまして、そしてまた、米飯価格等の上昇分を加えた額の5,700円、同様の考え方で、中学校は、その5,900円、審議会からご提案頂きました5,900円に、同様の考え方をもちまして、6,500円というふうなご提案をしているところでございます。

安里委員 はい、あわせて、訓令で制定する時は、先ほど、仲本委員からもご質問がありましたけれども、これについては、市民に影響を与えることが予想されるので、適正な透明性を配慮して、そういったもの手続きを、しっかり踏んでいくということで、理解して良いのでしょうかね。

宮里教育長 島袋学校給食課長、どうぞ。

島袋課長 はい、審議会においては、保護者様、関係者とか、学校関係者様との構成から、ご審議いただきました。今後、また、小学校、中学校に対しては、通知等を行っていく運びでございます。

安里委員 はい、分かりました。ありがとうございます。

宮里教育長 他にもありますか。では、私からいいですか。もう1回、確認ですが、今は4,500円と5,000円で徴収をしているということですよ。そして、そこに物価高騰費の部分を、今まで補助していたということですよ。当たってますよね。そして、本来だったら、この提案として、さっきの104%があって、本来なら保護者が負担す

るのは5,100円であるはずだけれど、据え置きというと、おかしいけれど、ずっと、それをやっていて、その部分と物価高騰費を併せて、今回の金額になったという理解で大丈夫ですか。簡単に言うと。当たっていますか。それで良いですか。今までは据え置きだったんですよね。何年から変わっていないと、おっしゃっていましたか。

島袋課長 はい、給食費の額につきましては、平成28年の4月から、現在の小学校4,500円、中学校5,000円、この額でやっております。

宮里教育長 平成28年度から、ずっと上げずにきていて、その足りない部分は、物価高騰費は、ずっと那覇市が補助していたということですよ。さっき言っていたみたいに、本当は月額5千いくらかという所を踏まえて、また、プラス物価高騰費ということで、今回の額なんですよ。そういう形でよろしいですか。

島袋課長 現在の適正額という形で、算出しております。

宮里教育長 はい、わかりました。あと1点なんですけど、実際、中学校は、どんなふうになりますか。小学校は、今まで、4,500円だった額の、4,500円を支払っていたけれども、この半額補助費となると、この5,700円は半額となるのですか。

島袋課長 はい、そのとおりでございます。小学校の給食費について、保護者様の負担額については、令和6年度の4,500円が、令和7年度は、市の補助がありますので、2,850円となります。月額にして1,650円の軽減、という形になります。学校給食費について、物価高騰を踏まえた適正額にするために、月額は上がるものの、市が支援させて頂きますので、保護者様のご負担は、現行額よりも軽減されるということになります。

宮里教育長 分かりました。そして、これまでどおり、就学援助がある方には、全額補助ということですよ。はい、分かりました。よろしいでしょうか。仲本委員、お願いします。

仲本委員 多分、すごく複雑なので、値上がりして半額なので、おそらく、今、保護者としては、ニュースにもう出ちゃったので、今負担している半額の2千円ちょっとみたいな頭に多分、なっていると思うんですよ。蓋を開けたら、軽減していただいたにもかかわらず、3,000円弱みたいな、恐らく計算が、ちょっと、多分、保護者の中で、分かりづらかなというのは、予想はされるかなと思います。通知でしっかり考えていただくという方法しかないと思うんですけど、恐らく、あれ？と疑問に思われる保護者はできそうな気はします。

宮里教育長 わかりました。ニュースに出ましたからね。今の表が出ていて、じゃあこの半額なのと、私も思ってしまったので、それは、あるのかなと思います。なので、まず、据え置きが平成28年度からだったので、とても、大きいと思いますね。だから、このへんの説明とか、そして実は物価高騰費も今まで補助していた、前も言ったんですけど、なかなかそこが伝わっていない、というところから、さっき言った算出方法みたいなものも、説明にあるとわかりやすい。今のものだって、実は千いくらか月額下

がっていたんだけど、あのニュースのインパクトが強かったので、4千円代の半額となるとって思ってしまうかなと思うので。今、仲本委員がおっしゃることよくわかりますね。なので、そこらへんのまた、保護者への周知の仕方は、工夫が必要かも知れませんが。他にもありますか。はい、山城委員、お願いします。

山城委員 基本的なことですけれど、県は中学校を半額補助するんですかね。なぜ、小学校は補助しないんですか。

宮里教育長 島袋学校給食課長、よろしくお願いします。

島袋課長 沖縄県の説明によりますと、学校給食費、今、沖縄県の説明を読ませていただきますと、学校給食費無償化に向けた第一歩として、中学校への補助からスタートし、効果・検証やその時の財政状況、国の動向を踏まえ今後検討として行きます。と、沖縄県の方は言っております。

山城委員 よくわかりました。第一歩という事ですね。

宮里教育長 二歩があるかどうか。他にもございますでしょうか。二木委員は大丈夫ですか。

二木委員 かなり複雑な計算だなんて、裏にでも何か資料を、こういう算式にのっってこうやりましたと書いてくれると、もっとわかりやすかったんだけど、耳で聞いただけじゃ、ちょっと。

宮里教育長 保護者さんも、そうでしょうね、多分。そういう算出の表現方法があると良いのかなと思います。それでは、議案第41号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」は、原案のとおり決定してもよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

宮里教育長 ありがとうございます。はい、異議なしということで、議案第41号「那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について」は、可決いたしました。給食課、お疲れ様でした。ありがとうございました。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 休憩を解きたいと思います。次ですね。議案第42号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」の、説明をお願いします。稲福生涯学習部長、よろしくお願いします。

稲福部長 議案第42号ですが、令和7年度教育委員会組織改正及び定員再配置の決定に伴い、分掌事務の規定の整備を行うため、本規則の一部を改正する必要があるため、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第2条第1項第4号の規定に基づき、この案を提出させていただきます。内容につきましては総務課からご説明いたします。

宮里教育長 総務課、お願いします。

比嘉主幹 令和7年度、学務課に教育研究所情報支援グループを再編することに伴いまして、事務分掌の修正を行います。併せて2月定例会に提案している那覇市職員定数条例の改正に伴う字句の修正を行うものでございます。具体的に、ご説明いたします。鑑文の次のページ、1ページでございます。新旧対照表の第19条第1項では、那覇市職員定数条例の改正に関連しまして、左にある改正前「及び第6号に定める教育委員会の」という部分を、右、改正後の文ですが、「に掲げる」と改正しております。第6号が削られている形となっております。次に、新旧対照表のその次の下の部分ですけれども、別表第1（第6条関係）及び別表第2（第11条関係）でございますが、新旧対照表は、こちらの1ページのとおりでございますが、少し説明が分かりやすくなるためにですね、だいぶ飛んでしましますが、7ページをご覧ください。7ページの下の部分に教育研究所がございます。下から2番目です。こちらにですね、教育研究所情報支援グループの分掌事務でございます。線を引いているんですが、「OA推進業務に関すること」というところがございます。こちらを削ります。削除いたします。次に1ページ戻りまして、6ページをご覧ください。6ページの上の部分、学務課でございますが、学務課の下の部分に12、13と下線を引いている部分がございます。こちらが情報支援Gが学務課に再編されることに伴う、分掌事務の追加でございます。「学校教育の情報化に関すること。」、「学校の業務改善の総括に関すること。」でございます。足早でございますが、説明は以上でございます。

宮里教育長 はい、ありがとうございました。この件について、ご質問、ご意見等がありましたら、お願いいたします。はい、安里委員、お願いします。

安里委員 昨年の12月の教育委員会会議で、組織改正及び定員再配置について、提案があったかと思います。その中で、組織改正については、学校の働き方改革及び学校情報教育推進等のために、学務課及び教育研究所を再編するということが示されていきました。定員の再配置については、学務課の学校支援室の備品購入、あるいは、管理業務は、学務課の振興グループ、それから教育研究所の情報支援グループを学校支援室に組織再編するという事だったかなと思うんですね。それで現在、学務課は16名、それが28名に増えるとなると、学校支援室の方に12名になると、就学奨励グループは4人だったのが5人になる。学事グループが、そのまま現状維持で、昨年まであった振興グループを再度、また、設置して、業務を活かしていくということなんですけど、質問は、学校支援室を設置して、まだ1年しか経っていない、1年も終わっていない、にも関わらず再編するということは、上手く機能していないのか、あるいは、更なる機能強化のために再編をするのか、併せて、一昨年まであった振興グループを再び立ち上げるんだということですね。そのへんのところどうなのかなと、お話を聞かせてもらえますかね。

宮里教育長 はい、平良総務課長、よろしくお願いします。

平良課長 昨年は、学務課の方の振興グループを学校支援室ということで、室を立ち上げました。しかし、こちらのほうに人員配置ですね。もっと充実した人員配置をしたかったというところがございまして、先般、教育委員会の定数、定数条例のご審議をいただきました。そこでも、少し関わっているんですけども、事務局の組織として、もっと推進したい、充実させたかったところがあったのですが、事務局の定数の方は、もう一杯いっぱい、どうしても上げることが出来なかったんですね。今回、その課題をクリアするために、設置条例も改正しまして、また、十分な人員を配置できるような形を、まず構築した上で、学校支援室というものを、さらにもっと充実した形で、若しくは組織を再編するっていう様な計画を立ててて言いますかね。学校の働き方の問題に対して、もっとより強く、教育委員会として進めて行こうというような意図がございました。特に今年、この様な再編になりましたということですね。

宮里教育長 安里委員、どうぞ。

安里委員 もう一点教えてもらいたいんですけど。となってくると、教育研究所は当初11名いたけれども5名に減になったと、となってくると、今後の教育研究所の役割みたいなのは、どのようになっていくのかな。

宮里教育長 はい、平良総務課長、どうぞ。

平良課長 今後、教育研究所でございしますが、やはり、教育研究所は、教職員の皆さんに研修を行なうという、とても大事な役割を担っております。その役割に特化していくということですね。また情報教育の方ですね。こちらも担っていただくことになっております。色々な機具とか、環境の整備とか、DXを推し進めるというのは、学校支援室で推進して、推し進めていきますが、やはり学校現場で、先生方が、それをどうやって活かしていくかといった研修。また、それ以外の教科の研修は、教育研究所が、今後も担っていく、特化して担っていくという形になります。

安里委員 ということは、今、現在、教育研究所には、この情報支援グループの6名はくると、残り再任用の方とか、色々スタッフが結構いらっしゃいますよね。あの方々は、どのような形になるんでしょうね。

平良課長 再任用、やっぱり今、指導主事のみではなく、事務方も必要でございますので、再任用の職員や事務方の職員は、そのまま残す形を取っています。

安里委員 はい、分かりました。

宮里教育長 他にもございますか。私は研究所出身なので、指導主事として、あの頃の研究所と今の研究所は、全然違います。特にGIGAが入ってからですね。所長がずっと、そのGIGAに関して、本来は研修、今おっしゃったみたいに教職員の資質向上で、上がったところであるはずなのに、もう所長がずっと、これに追われているところがすごくありますね。これは、そういう意味では、学務の支援室の方で、そういった環境

整備ってところで、ちょっと分けてですね。だけど、教職員の情報教育の部分は、そのまま研修として、教育研究所が担うということですよ。そういうふうになっております。びっくりするぐらい全然違いますよね。他にございますか。何か、ご質問はよろしいでしょうか。はい、それでは議案第42号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、原案のとおり決定してよろしいでしょうか。

委員全員 はい。

宮里教育長 はい、ありがとうございます。では、異議無しということで、議案第42号「那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について」は、可決いたしました。ありがとうございました。

続きまして、報告1「那覇市いじめ防止基本方針の一部改正について」の説明をお願いします。比嘉学校教育部長、よろしくお願いいたします。

比嘉部長 報告1「那覇市いじめ防止基本方針の一部を改正について」でございます。報告理由につきましては、那覇市立小中学校における学校評議委員の役割を、学校運営協議会が担うことになるのですが、那覇市いじめ防止基本方針の一部を改正しましたので、那覇市教育委員会教育長に対する事務の委任等に関する規則第3条に基づき、この件を報告いたします。改正理由につきましては、学校教育課よりご説明します。

宮里教育長 よろしく願いいたします。

濱川課長 はい、お願いします。お手元の資料、那覇市いじめ防止基本方針の10ページにあります、改正前、改正後の表をご覧ください。今回の一部改正につきましては、目次、第3章3(4)、第2章3(3)イ、第3章2(4)で示しております学校評議員等を学校運営協議会等へ改正したいと考えております。その理由としましては、報告理由でも説明しましたように、本市は令和9年度に学校運営協議会を全市立小中学校へ導入完了といたします。そのため、那覇市立小中学校における学校評議員の役割を学校運営協議会が担うこととなります。はい、以上です。

宮里教育長 はい、ただ今の件に関して、この学校評議委員と学校運営協議会というものの、多分、違いみたいなところですけども、学校評議委員会というのは、私は校長だったんですけども、仲本委員も入ったりしていますかね。あるんですよ。大体、学校に、学識者、保護者、地域の代表者など、4名だったり、5名だったり、お話しして。これまでは、学校経営を、こんな風にしていきますという報告をしたり、また、学校評価がこうでしたという報告をして、そして、また、助言を頂いたりとするのが、学校評議委員会というところなんです。改正前のそれが、今後、学校運営協議会というふうになってくるんです。CSというのは、コミュニティスクールと言われている部分なんですけど、令和6年は城北中学校区でしたか、そして令和7年は那覇中学校区、そして令和8年度、令和9年度までに、どんどん広げていって、実は、この学校評議委

員というのではなくて、このCS、コミュニティスクールというのに変っていくので、この文言に変えるということで、よろしいですか。この学校運営協議会に入ってくるメンバーは、結構、それぞれいるんですね。

濱川課長 那覇市では、最大7名です。地域の方であったり、地域の企業の方であったり、あるいは、保護者の方であったり、色んな方が入るので、その方の意見を受けて、学校の運営管理、色々アドバイスしていただいています。

宮里教育長 今までは、報告で終わっていたけどね。この間、このCSの実践発表会があったんですね。城北中学校でしたか。城北中学校がこの課題をやった時に、学校の課題は何といった時に不登校に決まったので、その運営協議会で、不登校について話し合ったという報告でしたよね。なので、どうして行くかということについて、これまでは報告とかが多かったのが、学校運営協議会に関わっていけるというような組織に変わって行くようです。今回、その文言を変えるという訂正です。よろしいですか、そんな感じで。何かありますか、安里委員、どうぞ。

安里委員 一部改正については、当然、異議なしですけども。ちょっと違う視点で、これは那覇市いじめ対策のホームページにも掲載されているし、そこを、ちょっと見ると、もう一つ、いじめ重大事態調査結果の公表に関するガイドラインみたいなものがあるんですね。それで、この中で、9ページかな、このお手元資料の9ページの上から2行目、「(7) 調査結果の提供及び報告」という欄があるんですね。その中で、「関係者の個人情報に十分配慮し、適切に提供する。」という部分が、一部謳われているんですね。もう一つの、いじめ重大事態結果の公表に関するガイドラインがあるんですけど、これは、ここでいう、十分に配慮して、適切に提供するという内容と、この公表に関するガイドラインというのは、一線を画すことだと思うんですね。でも、それについてはどこにも記載がないので、これまた3年ぐらい経過したら、この中身を、より改善していくというのがあるので、特に問題はないと思うんですけど、今後のことを考えると、ここには、何で個人情報に十分に配慮して適切に提供するから良いじゃないかという、今回の件もあるので、そのへんのところを、これは、一線を画すことなんだということをおね。個人的にちょっとどこかに書いても良いのかなって思いました。そのへん、どうですか。

宮里教育長 はい、どうぞ。

我如古指導主事 よろしいですか。こちらの調査結果の提供及び報告、この提供に関しては、いじめを受けた児童生徒、及びその保護者に対してですので、ここは公表ではなく、提供なので、その当該以外の児童生徒さん、保護者さんには、調査結果は報告するというのは、もちろん、やらなければならないと思っています。なので、今までどおり、ここは、ここで行うというふうになります。で、令和6年度の8月に改正になった文部科学省が出した「いじめ重大事態調査のガイドライン」においても、そのようになって

おります。それとは、また別で、社会一般の方達に必要な場合は、公表していきましようというものが、今年度、策定した公表に関するガイドラインになります。本市の場合は、その公表に関する原則として、第3者機関である「いじめ問題専門委員会」の調査が入った時には、そのようにしますよというふうにしてあり、さらに附則として策定したので、これに付随するものという形なので、こちらの改正はしなかったという経緯があります。

安里委員 全然、大丈夫だと思うんですね。ガイドラインの4ページの方に、公表しない事案という中で、被害の児童生徒及び保護者のどちらか一方でも、公表を望まない場合は、公表しませんよと一部書いているから、特に問題はないと思うんですけど。ありがとうございます。わかりました。

宮里教育長 理由としては、そういうふうにならんと、そのままということですね。はい、多分、安里委員としては、何かちょっと、こういうところもありますよというのを、付け加えても良いんじゃないですか、ということですよ。でも、今の説明のとおり理由があつて、一部改正になっていると思われます。他にもございますか。大丈夫ですか。休憩します。

～ 休憩 ～

～ 再開 ～

宮里教育長 再開します。それでは報告1「那覇市いじめ防止基本方針の一部改正について」は、終了します。ありがとうございました。では、以上を持ちまして、令和6年度第20回教育委員会会議（定例会）を終了いたします。お疲れ様でした。ありがとうございました。

#### 案件の審議結果

議案第41号	那覇市立小学校及び中学校の学校給食費の額の決定等に関する規程の一部を改正する訓令制定について	原案どおり可決
議案第42号	那覇市教育委員会の組織等に関する規則の一部を改正する規則制定について	原案どおり可決